

学校設置基準の性格

＜学校教育法第3条＞

学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

「学校として備えるべき人的組織や物的組織等について、一定の準拠すべき基準がなければ、設置者の財政事情や教育に対する情熱の相違などによって、学校教育が一定の水準を下回ることになる懸念がある。公の性質をもつ学校がその学校の名に値しないような低劣な状況下で設置されたり運用されたりすることは国法の期待するところではないから、学校教育法は、…中略…学校の設置基準についても規定を設けているのである。」

- 1 最低基準の性格
- 2 学校設置の認可基準たるの性格
- 3 法規命令としての性格

出典：今村武俊、別府哲『学校教育法解説（初等中等解説編）』第一法規 より